

平成二十一年十二月一日受領
答 弁 第 九 〇 号

内閣衆質一七三第九〇号

平成二十一年十二月一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる北方領土不要論を唱えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等に係る鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる北方領土不要論を唱えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等に係る鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一、二及び五について

平成七年六月十三日に鈴木宗男衆議院議員と御指摘の外務省欧亜局参事官（当時）との間で北方領土問題に関するやり取りが行われたことを記した報告書（以下「報告書」という。）については、十年以上前に作成されたものであり、外務省として報告書の内容を否定するような判断材料を持ち合わせていない。なお、十年以上前に作成された報告書の内容をとらえて、お尋ねのような現状につき政府としてコメントすることは差し控えたい。

三及び四について

お尋ねの秘密指定の解除の「経緯」については、文書が残されていないことから、お答えすることは困難であり、文書が残されていない本件についてお尋ねのような調査を行う考えはない。